

# 鹿児島県事業継続支援金申請要領 (2020年1月から3月の間に開業した個人事業者向け)

## 1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

## 2 対象期間、対象月、創業等後平均収入

2020年4月1日から5月31日までを「対象期間」とします。

2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入を「創業等後平均収入」とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月のうち、任意に選択したひと月を「対象月」とします。

なお、2019年の1月から12月の間に開業した者であっても、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合については、2020年1月から3月までの月平均の事業収入を「創業等後平均収入」とすることができます。

## 3 給付対象者

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた個人事業者は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する個人事業者であること。

※ 主たる事業所とは、個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届に記載された事業所をいいます。

(2) 2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

(3) 国の持続化給付金の給付通知を受けていること。

※ 国の持続化給付金を申請中の方は、持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を添付して申請することができますが、給付通知書が届いたら速やかにその写しを提出してください。

なお、2020年12月31日までに給付通知書の写しの提出がない場合、本支援金は給付できません。

(4) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月があること。

※ 2019年の1月から12月の間に開業した者で、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合は、創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月があること。

#### 4 不給付要件

次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

(1) 2019年12月31日以前に事業により事業収入を得ている者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(3) 宗教上の組織若しくは団体

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 申請者、使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画する者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

## 5 給付額

※詳細は、7及び8ページの 算定方法について をご確認ください。

給付額は、上限額を超えない範囲で、創業等後平均収入に6を乗じて得た額から、対象月の月間事業収入に6を乗じて得た額及び国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとします。

### <算定方法>

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6 - C$$

S：給付額

A：2020年1月1日から3月31日までの事業収入

M：開業月から2020年3月までの開業月数

（開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

（2019年の1月から12月の間に開業した者で、当該期間に事業収入を得ていない者は、「3」とする）

B：対象月の月間事業収入

（創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月）

C：持続化給付金の給付額

### <上限額>

対象月の事業収入が創業等後平均収入と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

## 6 留意事項

- (1) 支援金の給付後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、県は、支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (2) 県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。

- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 7 申請書類

**※9ページから14ページまでの申請書類についてを必ず確認して、必要な書類を提出してください**

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書(様式1-8)
- (3) 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)
- (ア) 国の「持続化給付金に係る収入等申立書(個人事業者等向け)」の写し
- (イ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し
- ※ 開業日又は事業開始日が2020年1月1日から3月31日の間であること。
- ※ 2019年の1月から12月の間に開業した者で、当該期間に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合は、開業日又は事業開始日が2019年1月1日から12月31日の間であること。
- ※ 提出日が2020年5月1日以前であること。
- ※ 受付印が押印されていること。
- (ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し
- (エ) 本人確認書類の写し
- (オ) 振込先口座の通帳の写し(申請者本人名義)
- ※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

- (4) 誓約書(様式2)

## 8 申請書類の入手方法

- ・ 鹿児島県庁のホームページ  
鹿児島県 事業継続支援金 検索
- ・ 鹿児島県の各地域振興局・支庁
- ・ 各市町村
- ・ 県内各商工会議所・商工会
- ・ (公財) かがしま産業支援センター

## 9 申請方法

簡易書留又はレターパック（感染防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。）

- ※ 封筒に支援金申請書と赤字で大きくご記入ください。  
また、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

<宛先>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県事業継続支援金 申請窓口 宛

## 10 申請期間

令和2年8月31日（月）から同年10月7日（水）まで（※当日消印有効）

## 11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。

～国の持続化給付金を申請中の方へ～

「持続化給付金 申請フォーム」（１ページ目：申請番号が記載されているページ）を印刷したものを提出した方は、国の持続化給付金の給付通知書が届き次第、その写しを速やかに提出してください。

【国の持続化給付金の給付通知書の提出期限】

令和２年12月31日（木） （※当日消印有効）

- ※ 国の持続化給付金の給付通知書の写しが届き次第、審査を実施します。
- ※ 提出期限までに給付通知書の写しの提出がない場合、支援金は給付できません。

**12 問合せ先**

鹿児島県事業継続支援金 専用ダイヤル

（電話）０９９－２８６－３４６０

（受付時間）平日９：００～１７：００

# 算定方法について

## <2020年新規開業>

### <算定方法>

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6 - C$$

S : 給付額

A : 2020年1月1日から3月31日までの事業収入

M : 開業月から2020年3月までの開業月数

(開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

(2019年の1月から12月の間に開業した者で、当該期間に事業収入を得ていない者は、「3」とする)

B : 対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が80%以上減少した月)

C : 持続化給付金の給付額

### <上限額>

対象月の事業収入が創業等後平均収入と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

(例1) 2020年1月10日に開業、対象月を5月とした場合(給付されるケース)

2020年1~3月の事業収入合計 : 300万円

創業等後平均収入 : 300万円 ÷ 3か月 = 100万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	100	120	80	100	10							

2020年1月から3月の事業収入 : 300万円... (A)

開業後月数 : 3か月... (M)

2020年5月の月間事業収入 : 10万円... (B)

持続化給付金 : 100万円... (C)

$$\begin{aligned} (S) &= (A) 300万円 \div (M) 3か月 \times 6 - (B) 10万円 \times 6 - (C) 100万円 \\ &= 440万円 (算定額) > 20万円 (上限額) \end{aligned}$$

(S) 給付額20万円

創業等後平均収入が100万円、2020年5月の月間事業収入が10万円で、事業収入が90.0%減少しているため給付対象となり、給付額は上限額の20万円になります。

(例2) 2020年1月10日に開業, 対象月を5月とした場合(不給付となるケース)

2020年1~3月の事業収入合計: 60万円

創業等後平均収入: 60万円 ÷ 3か月 = 20万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	20	10	4							

2020年1月から3月の事業収入: 60万円... (A)

開業後月数: 3か月... (M)

2020年5月の月間事業収入: 4万円... (B)

持続化給付金: 96万円... (C)

$$\begin{aligned} (S) &= (A)60万円 \div (M)3か月 \times 6 - (B)4万円 \times 6 - (C)96万円 \\ &= 0万円 (算定額) < 10万円 (上限額) \end{aligned}$$

(S)給付額0万円

算定方法のとおり計算すると, 算定額が0円となるため, 事業継続支援金は不給付となります。



## 申請書類について

### (1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、口にチェック✓を入れて、申請書の先頭に来るように並べてください。

### (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書 (様式1-8)

※ 押印箇所に必ず押印してください（シャチハタ不可）。  
※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。  
※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

### (3) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

**※10ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください※**

(ア) 国の「持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）」の写し

(イ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し

(ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し

※ 申請中の方は、「持続化給付金 申請フォーム」を印刷したもの。

(エ) 本人確認書類の写し

(オ) 振込先口座の通帳の写し（申請者本人名義）

※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

### (4) 誓約書（様式2）

※ 押印箇所に必ず押印してください（シャチハタ不可）。  
※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。  
※ 必ずボールペンで記入してください。

## (7) 国の持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）の写し

2020年1月から5月までの事業収入が記載されており、税理士による署名または記名押印が必要です。

※ 持続化給付金の申請時に提出した書類と同じものの写しを提出してください。

### ■ 持続化給付金に係る収入等申立書の写し（イメージ図）

別紙3

持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

年 月 日

持続化給付金事務局長 殿

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第11条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

#### 1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)	
Ⓜ	
(申請者住所)	(申請者電話番号)

#### 2. 対象とする月

2020年 月 ※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月までのひと月のみです。

#### 3. 私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円

※開業日の属する月から2020年新規開業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。

※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

**(イ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し**

■ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

開業日が2020年1月1日から3月31日であり、かつ届出書の提出日が5月1日以前であること。

※ 收受印（受付印）が押印されていること。

届出書受付印		1 0 4 0	
<b>個人事業の開業・廃業等届出書</b>			
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 - - ) (TEL - - - )		
税務署長	上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - - )		
年 月 日提出	フリガナ	氏名	生年月日 ○大正 年 月 日生 ○昭和 年 月 日生 ○平成 年 月 日生
個人番号	※ 個人番号は印字されません。		
職業	フリガナ	屋号	

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (該当する文字を○で囲んでください。)	開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____		
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得(廃業の場合……○全部・○一部)		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	平成 年 月 日	
事業所等 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話) _____	
	移転・廃止前の所在地		
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)			
給与等の支払状況	区分	従事員数	給与の定め方
	専従者	人	税額の有無 ○有・○無
	被用人		○有・○無
	計		○有・○無
源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無		○有・○無	給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

関与税理士  
(印)

整理番号	国民所得	A	B	C	番号確認	身元確認
01						□済 □未済
源泉所得 支払	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )			
	年 月 日					

■ 個人事業税開業届の写し

開業・異動・休業・廃業年月日に記載した開始日が2020年1月1日から3月31日までであり、かつ届出日が5月1日以前であること。

※ 收受印（受付印）が押印されていること。

第71号様式(第17条関係)

個人事業税開業(異動)(休業)(廃業)届												
鹿児島県 長 殿 年 月 日 受付印	ふりがな 氏 名	印										
	個人番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>										
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日										
	住 所	〒										
電話番号												

届出内容	(いずれかを○で囲んでください。)	開業・異動・休業・廃業年月日 年 月 日										
	開 業            異 動 休 業            廃 業	再開予定年月日 休業の場合で、再開予定日が決まつてい るときは、記入してください。 年 月 日										
事務所等の状況	新(現在) 開業又は異動の場合に、現在の 状況を記入してください。	旧 異動、休業又は廃業の場合に、異 動前、休業時又は廃業時の状況 を記入してください。										
名 称 ( 屋 号 )												
事務所又は事業所の所在地	〒	〒										
事務所又は事業所の電話番号												
事業の種類・内容												
その他(支店等)												
個人事業を廃業して法人を設立した場合	ふりがな 法 人 名											
	法人番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>										
	主たる事務所の所在地	〒										
	電話番号											
設立年月日	年 月 日											
備 考												

注1 開業・異動・休業の場合は、当該開業・異動・休業の日から10日以内に提出してください。



## **(イ) 本人確認書類の写し**

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができます。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

## **(オ) 振込先口座の通帳の写し**

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し、(イ) 本人確認書類の写し、(オ) 振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。